

投票区等の見直しについて

小美玉市選挙管理委員会

1 はじめに

投票区の見直しは、市内同一の基準で投票区を設定することにより、投票区の数や投票所までの距離、有権者数などに関する地域（旧町村）間、投票区間の不均衡を緩和するとともに、市民の投票環境の公平性の確保と、より効率的な選挙事務の執行を図ることを目的とするものです。

2 見直しの理由

平成18年3月の市制施行以来、小美玉市の住民基本台帳人口は当初の53,683人（H18.4.1）から48,547人（R6.4.1）と約5千人減少しています。職員数も人口に比例するように減少してきました。この間、学校施設などの統合をはじめ、現在は公共施設等総合管理計画に沿って公共施設等の統廃合が計画されています。

このような中、小美玉市の投票区については、これまで、投票所となる施設の新設や廃止等により必要に応じて変更してきた経緯はあるものの、概ね合併前の旧町村で定めていた投票区をそのまま引き継いできており、投票区の数大きく変更することはありませんでした。そのため、投票区の設置状況や投票所までの距離などについて、地域（旧町村）間の差が現在まで解消されていないほか、人口減少等の影響による投票区ごとの有権者数の差が広がってきています。

一方、平成15年に創設された期日前投票制度は、有権者にますます浸透し、全国的にその利用が大きく伸びています。小美玉市においても同様な傾向となっており、今後も投票者数に占める期日前投票の利用者の割合は、大きくなっていくものと予想されます。

このような現状を踏まえ、これからの市の状況（財政状況や有権者数の減少、期日前投票制度の浸透など）に対応した投票環境を実現するためには、早急に投票区等の見直しを行う必要があります。

3 投票区の現状と課題

(1) 投票区数

現在、小美玉市においては38ヶ所（各地区の設置数：美野里16、小川18、玉里4）の投票区があります。平成18年の合併により旧町村で定めていた投票区を概ねそのまま引き継いでおり、施設の建替え等による変更以外の見直し実績は、一部にとどまっている状況です。

一投票区当たりの平均選挙人名簿登録者数は1,054人（県内32市平均※1,872人 ※参考：令和4年7月10日執行 第26回参議院議員通常選挙）で、最も多くの名簿登録者を有するのは第40投票区（タスパジャパンミートパーク）の2,579人、最小の投票区は第21投票区（宮田新農村集落センター）の145人となっています。全38投票区のうち名簿登録者数が1,000人未満の投票区は21投票区で、全体の約6割を占めています。（令和7年3月定時登録時）

(2) 選挙人名簿登録者数

小美玉市の選挙人名簿に登録されるのは、小美玉市に住所を有する年齢満18歳（平成28年の公職選挙法改正前までは20歳）以上の日本国民で、その住民票が作成され日（他の市区町村からの転入者は転入届をした日）から引き続き3ヶ月以上、小美玉市の住民基本台帳に記録されている人です。

市制施行後の平成18年3月における選挙人名簿登録者数は42,979人でしたが、令和7年3月現在40,054人と年々減少傾向にあります。

◆選挙人名簿登録者数の推移（毎年3月1日定時登録）

期 日	美野里(人)	小川(人)	玉里(人)	計(人)
平成18年	20,232	15,784	6,963	42,979
平成23年	20,677	15,194	6,900	42,771
平成28年	20,918	14,579	6,683	42,180
令和3年	20,922	13,971	6,610	41,503
令和7年	20,648	13,125	6,281	40,054

(3) 期日前投票所

期日前投票所については、公職選挙法の規定により選挙期日の告（公）示翌日から選挙期日の前日までの間、午前8時30分から午後8時まで、市役所又は選挙管理委員会の指定した場所に1ヶ所設けることとされています。また、期日前投票所を更に増設設置する場合は、その期間及び時間は選挙管理委員会が指定することとなっています。

小美玉市においては、期日前投票制度の創設以降、美野里地区、小川地区及び玉里地区に1ヶ所ずつ設けています。また、令和4年12月の茨城県議会議員一般選挙以降、移動期日前投票所（5ヶ所）を設けています。

全投票者に対する期日前投票者の割合は、小美玉市議会議員一般選挙に絞って見てみると、平成19年が全投票者数32,297人に対し4,024人で12.46%、令和元年が全投票者数24,709人に対し5,144人で20.82%とかなり増加し、2割以上の方が期日前投票を利用する状況となっています。他の選挙においても同様の傾向であり、期日前投票制度が浸透してきたことが結果として表れてきています。

(4) 投票環境

投票所は、障がい者を有する方や高齢者の方、乳幼児をお連れの方など、誰でも投票しやすい環境として整えていく必要があります。求められる投票環境の内容としては、投票所となる施設の会場となる面積、敷地の入口から投票記載場所までの間の段差の解消、スロープの勾配の適正化、必要な場所での人的介助が可能となる体制を整えることのほか、十分な駐車スペースの確保、適切な室温による投票環境や執務環境及び投票所内の設備や用具の充実などとなっています。

小美玉市内の全38投票区に設置する投票所のうち、施設自体段差がある投票所は19箇所あり、そのうち簡易スロープがある投票所は7カ所で、必要に応じて事務従事者等が介助を行うなどの対応をしています。

また、冷暖房設備が備わっていない又は冷房暖房いずれか一方のみ備わっている施設は8カ所あり、空調の有無は、特に夏季や冬季の選挙の際に、選挙人や事務従事者等の体調への影響が懸念されるところです。

(5) その他

投票所には、公職選挙法の規定により選挙権を有する者の中から投票管理者1人及び投票立会人2人を選任していますが、人口減少や少子高齢化、選挙当日の長時間従事により、その選任が困難な状況になりつつあります。

4 見直し基準

各投票区における投票所の設置は市町村の事務であり、公職選挙法第39条の規定により、その設置は市町村に委ねられています。そこで、小美玉市における投票区等に関する現状と課題について検討した結果、次に掲げる一定の基準に基づき、投票区等の見直しを行うこととします。

- (1) 投票区は、小美玉市学区コミュニティ（旧小学校12学区）を基本とするが、人口分布や地理的要件等による地域特性を十分考慮し、弾力的な運用を図る。
- (2) 投票区は、行政区単位の集まりとする。
- (3) 一投票区当たりの有権者数は、概ね1,000人以上を基準とし2,000人台を目安とするが、人口分布や地理的要件等による地域特性を十分考慮するものとし、弾力的な運用を図る。
- (4) 投票所施設は、施設の規模、バリアフリー対応や冷暖房設備の有無、駐車スペースの確保等を考慮し、認知度が高く、設備等が整った公共施設を基本とする。
- (5) 投票所への交通手段の確保その他有権者の投票の機会を広く確保するた

めに必要な措置として、期日前投票所の拡充を軸に、移動支援対策や共通投票所を視野に入れながら検討する。

- (6) その他選挙人の利便性や投票所の立地等地域の実情に合わせ、その都度必要に応じて再編をしていきながら、選挙人ができるだけ投票しやすい環境づくりを目指す。

5 見直し内容

(1) 投票区及び投票所の統廃合

投票区及び投票所は、下記及び(別表)のとおり、38ヶ所を22カ所とします。
(令和7年3月1日現在)

地区	選挙人名簿登録者数 (人)	面積 (km ²)	投票区数			投票区当たり 平均登録者数
			現行	見直し	増減	
美野里	20,648	61.9	16	12	-4	1,721
小川	13,125	63.0	18	6	-12	2,188
玉里	6,281	15.3	4	4	±0	1,570
計	40,054	140.2	38	22	-16	1,821

(2) 期日前投票所の増設

期日前投票制度が有権者に浸透している状況に鑑み、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図っていくために、現在、常設の期日前投票所(3ヶ所)が設置されていない地区において、日数及び開閉時間を限定した上で臨時的に設置することとします。

また、臨時的に設置する期日前投票所は、まずは試行的に実施し、増設後の有権者の投票状況等を勘案して設置日数及び開閉時間を見直していくこととします。

◆現状

期日前投票所	地区	形態	開設時間
市役所本庁	美野里地区	常設	毎日 8:30~20:00
小川総合支所	小川地区	常設	毎日 8:30~20:00
玉里総合支所	玉里地区	常設	毎日 8:30~20:00
ヨークパニマル羽鳥東店	美野里地区	臨時	時間 14:00~18:00
TAIRAYA小川店	小川地区	臨時	時間 14:00~18:00
セミヤアスタ玉里店	玉里地区	臨時	時間 14:00~18:00

カスミフードスクエア小川店	小川地区 玉里地区	臨時	時間 14:00～18:00
四季健幸館 浅美運輸 Spa(小美玉市四季健康館)	美野里地区	臨時	時間 14:00～18:00

※移動期日前投票所

① 実施概要

選挙日において投票所までの移動距離が著しく長い地域に居住する選挙人に対し、投票所の機能（人員・資機材品・投票箱等）を備えた車で、あらかじめ指定する場所に移動し、車を投票所として開設することにより、選挙人の投票環境を確保するための支援措置を講じる。

② 実施時間

期日前投票期間中、実施場所に応じて、選挙人が来場しやすい時間帯などを考慮して設定する。

③ 実施場所

移動する投票所は、統合した旧投票所のエリアや選挙人が集まりやすい場所等を基本として、当該投票区の選挙人の利便性を最大限に考慮する。

(3)ポスター掲示場数の見直し

公設のポスター掲示場の数は、公職選挙法及び公職選挙法施行令の規定により、投票区ごとに選挙人名簿登録者数及び面積により算出されます。ただし、ポスター掲示場を設置することが困難である等の特別の事情がある場合は、その数を減少することができるようになっており、小美玉市においては、現在、257ヶ所のポスター掲示場が設置されています。

投票区等の見直しに伴い、ポスター掲示場の法定設置数は市内全域で84ヶ所減少し173ヶ所となる予定です。

地区	ポスター掲示場設置数		増減
	現行	見直し後	
美野里	115	91	-24
小 川	112	53	-59
玉 里	30	28	-2
計	257	172	-85

6 法令等

投票区及び投票所等に関する法令等は、次のとおり規定されています。

(1)投票区

◆公職選挙法（第17条）

- 1 投票区は、市町村の区域による。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。

(2)投票所

◆公職選挙法（第39条）

- 1 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(3)投票時間の開閉時間

◆公職選挙法（第40条）

- 1 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

(4)投票立会人

◆公職選挙法（第38条）

- 1 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。
- 2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなつたときは、投票管理者は、選挙権を有する者の中から二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。

(5)共通投票所

◆公職選挙法（第41条の2）

- 1 市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合(当該市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合に限る。)には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内(衆議院小選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において当該市町村が二以上の選挙区に分かれているとき、又は第十五条第六項の規定によ

る選挙区があるときは、当該市町村の区域内における当該選挙区の区域(内)のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を設けることができる。

(6)期日前投票所

◆公職選挙法（第48条の2）

7 市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。

(7)ポスター掲示場

◆公職選挙法施行令（第111条）

1 法第144条の2第2項又は第9項に規定するポスター掲示場の総数は、当該市町村の各投票区について、次の表の上欄に掲げる投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び同表の中欄に掲げる投票区ごとの面積に応じ、それぞれ当該下欄に定める数を合計した数とする。

【抜粋】

選挙人名簿登録者数	面積	ポスター掲示場の数
1,000人未満	2平方キロメートル未満	5ヶ所
	2平方キロメートル以上 4平方キロメートル未満	6ヶ所
	4平方キロメートル以上 8平方キロメートル未満	7ヶ所
	8平方キロメートル以上	8ヶ所
1,000人以上 5,000人未満	4平方キロメートル未満	7ヶ所
	4平方キロメートル以上 8平方キロメートル未満	8ヶ所
	8平方キロメートル以上	9ヶ所

2 前項の投票区ごとの選挙人名簿登録者数は、その選挙の期日の公示又は告示の日の直近において行われた法第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録の直近において行われた同項の規定による選挙人名簿の登録の日（その選挙と選挙の期日を同じくし、公示又は告示の日を異にする他の選挙が行われる場合にあっては、これらの期日を同じくする選挙に係る公示又は告示のうち最初に行われる公示又は告示の日の直近において行われた同項の規定による選挙人名簿の登録の直近において行われた同項の規定による選挙人名簿の登録の日）現在において当該選挙人名簿に登録されている者の総数とし、前項の投票区ごとの面積は、市町村の選挙管理委

員会が調査した概ねの面積とする。

3 法第144条の2第3項（同条第10項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 各投票区に設置するポスター掲示場の数は、それぞれの投票区の選挙人名簿登録者数及び面積に応じ、概ね第1項の表の下欄に掲げる数に準ずること。
- (2) 各投票区に設置するポスター掲示場の配置は、当該投票区における人口密度、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。